

豊中市条例第 19 号

豊中市いじめ問題対策連絡協議会等条例

(豊中市いじめ問題対策連絡協議会)

第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項の規定に基づき、豊中市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

2 前項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、連絡協議会が定める。

(豊中市いじめ防止等対策審議会)

第 2 条 法第 14 条第 3 項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、豊中市いじめ防止等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

(1) いじめの防止等のための対策に関する事項

(2) 法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に係る事実関係に関する事項

3 前 2 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(豊中市いじめ問題再調査委員会)

第 3 条 法第 30 条第 2 項に規定に基づき、市長の附属機関として、豊中市いじめ問題再調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査審議するものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

- 1 この条例は，平成２８年４月１日から施行する。
- 2 委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和３１年豊中市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中第７９号を第８１号とし，第５５号から第７８号までを２号ずつ繰り下げ，第５４号の次に次の２号を加える。

（５５）いじめ防止等対策審議会

委 員	日 額	９，７００円
-----	-----	--------

（５６）いじめ問題再調査委員会

委 員	日 額	９，７００円
-----	-----	--------

第４条第３項中「同項第７９号及び第８０号」を「同項第８０号及び第８１号」に，「同項第７７号」を「同項第７９号」に改める。

第５条第２項中「第７６号」を「第７８号」に，「同項第７７号から第７９号まで」を「同項第７９号から第８１号まで」に改め，同条第３項中「第２条第１項第７７号」を「第２条第１項第７９号」に改める。